

「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」基本計画（案）の概要

策定の趣旨・目的

市のまちづくりに当たって、これまで、まちの将来像やその将来像を実現するための施策を総合的・体系的に整理した長期計画を策定し、それぞれの時代に対応したまちづくりを進めていますが、現行の計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンが令和5年度で計画期間を終えることから、社会経済情勢等の大きな変革が進むなかで、新たな時代に対応し、未来を展望するための新たなビジョンとして、このたび「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」を策定します。

この「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」は、目指すべきまちのビジョンや方向などを示す「将来構想」と、将来構想で掲げる目指すまちのビジョンの実現に向け行政分野・テーマごとに市が取り組む施策などを体系的に示す「基本計画」に分かれており、今回は、このうちの「基本計画」についてパブリック・コメントを実施します。

※なお、「将来構想」については、昨年中にパブリック・コメントを実施し、市議会において議決され決定しています。

計画期間

「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、このうち基本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

策定の視点

計画は以下の視点に基づき策定しています。

（1）蕨の地域性・特性を生かした計画

多角的な視点から本市の現状を十分に分析した上で、実態に即した内容とするとともに、活発なコミュニティ活動、都市機能のコンパクトな集積、中山道の宿場町として栄えた歴史的資源など、蕨の地域性を踏まえた計画としました。

また、令和5（2023）年度には、市役所新庁舎が開庁し、蕨駅西口地区市街地再開発事業の本体工事着工、更には、市立病院建替えに向けた取組がスタートするなど、本市のまちづくりが大きな節目を迎える時期であることから、こうしたさまざまな市の情勢の変化等を踏まえた計画としました。

（2）社会経済情勢等の変化に対応した計画

新型コロナウイルス感染症の影響による「ニューノーマル」への社会転換や、2030年までの10年が「決定的な10年間」であると国際的にも重視されている「カーボンニュートラル」への取組、デジタル庁の設置など国においても動きが加速化するDXへの対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等に的確に対応する計画としました。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画

SDGsは、政府や地方自治体、企業、教育・研究機関、住民、NPOなど幅広いステークホルダーが参画するものであり、地方自治体は、取組を行う主体であるとともに、市民に取組を促すという点からも重要な役割を担っています。このSDGsの目標期間は2030年であり、本計画の計画期間である令和15（2033）年度と重なることから、SDGsの理念を踏まえた計画としました。

(4) 市民参画による計画・市民との協働を重視した計画

審議会や市民ワークショップ、若者ミーティング、キーパーソン・ヒアリング等の開催、パブリック・コメントや市民意識調査の実施など、市民参画の機会を多様な形で設けることにより、市民の視点を踏まえた計画としました。

また、市民とビジョンを共有するため分かりやすい計画とするとともに、これまで市民とともに培ってきた協働によるまちづくりを引き続き重視し、市民と行政がいっしょに蕨のまちを創るといった視点に立った計画としました。

(5) 「国土強靱化地域計画」及び「地方版総合戦略」とのつながりを視野に入れた計画

国は、国土強靱化基本法に基づく各自治体の国土強靱化地域計画について、他の計画等の上位計画として位置付ける、いわゆる「アンブレラ計画」として策定することを示していることから、国土強靱化地域計画を本計画と一体のものとして策定しました。

また、地方版総合戦略については、これまでも国の総合戦略に基づき、「蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「改定 蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してきましたが、今後策定を予定する新たな総合戦略につながる計画としました。

基本計画について

基本計画は、「重点プロジェクト」「テーマ別計画」「蕨市国土強靱化地域計画」で構成されています。

【重点プロジェクト】

将来構想に示す「まちづくりの重点方向」に沿い、基本計画において、期間中特に重点的に推進する取組を、4つの「重点プロジェクト」として示します。

- No. 1 安全安心・エコシティ プロジェクト
- No. 2 子どもの元気・未来創造シティ プロジェクト
- No. 3 魅力と活力・にぎわいシティ プロジェクト
- No. 4 みんなで笑顔・健幸シティ プロジェクト

※また、いずれの分野の取組にあっても、根底に位置付けて重視すべき、まちづくりにあたっての基本的な概念として、「SDGs」「市民参画・協働」「DX推進」の3つを「基調コンセプト」として示します。

【テーマ別計画】

テーマ別計画については、将来構想の「分野別の目指す姿」に沿って、7つの分野ごとに示しています。

1. 安全で安心して暮らせるまち
市民の命と暮らしを守るため、自助・共助・公助による災害に強いまちを目指します。また、市民との協働や関係機関との連携により、積極的な防犯活動や交通安全活動、消費生活相談などを展開し、日常生活における危険や不安のないまちを目指すとともに、消防・救急機能の強化に努め、安全で安心して暮らせるまちを目指します。
テーマ (1) 防災 (2) 防犯 (3) 交通安全 (4) 消費者保護 (5) 消防・救急
2. 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち
将来を担う子どもたちと子育て世代の市民のために、子育てを応援する環境づくりと切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。また、一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む学校教育を展開するとともに、広い視野と自立心を持つ青少年の育成に取り組み、子どもたちの未来が輝くまちを目指します。
テーマ (6) 子ども・子育て支援 (7) 学校教育 (8) 青少年の健全育成
3. みんなにわたたく健康に生活できるまち
だれもがいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市民・団体・事業者の協力・連携により福祉の取組を推進し、みんなにわたたくいまちを目指します。また、市民の健康に対する意識の向上や、市立病院の建替えと充実、包括的な保健医療体制づくりを進め、いつまでも健康で幸せに暮らせるまちを目指します。
テーマ (9) 地域福祉 (10) 社会保障 (11) 高齢者支援 (12) 障害者支援 (13) 健康(健幸)づくり (14) 医療
4. にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち
歴史的・文化的資源を活用し、市への愛着の一層の醸成と市の魅力の向上を図るとともに、産業支援や観光事業の取組などを通じ、にぎわいと活力あるまちを目指します。また、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、地域に根ざした文化が薫るまちを目指すとともに、だれもがスポーツやレクリエーションを楽しめ、元気に活動できるまちを目指します。
テーマ (15) 地域資源 (16) 市街地活性化・産業支援 (17) 勤労者支援 (18) 生涯学習 (19) 文化振興 (20) スポーツ・レクリエーション
5. 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち
地球温暖化問題・気候変動問題に対応するため、環境にやさしく持続可能なエコシティを目指します。また、市民のだれもが将来にわたり住み続けられる都市環境を整えるための都市整備を進め、快適で過ごしやすいまちを目指します。
テーマ (21) ゼロカーボンシティ (22) 環境美化・環境保全 (23) 資源循環・廃棄物処理 (24) 公園・緑地 (25) 市街地整備 (26) 道路・交通 (27) 上・下水道 (28) 住宅
6. 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち
市民による自主的なまちづくりを更に活性化していくため、地域コミュニティや各種団体・NPOなどによる市民活動を支援し、お互いの顔が見える、笑顔があふれるまちを目指します。また、人権や平和、多文化共生、男女共同参画などについての学習や実践を促し、市民一人ひとりが尊重される、心でつなぐまちを目指します。
テーマ (29) 地域コミュニティ・市民活動 (30) 人権・平和 (31) 多文化共生・国際交流 (32) 男女共同参画
7. 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち
市民への積極的で効果的な情報発信や、市の計画づくりなどへの市民参画などを進めるとともに、協働によるまちづくりを一層推進し、市民とともに創るまちを目指します。また、市職員の人材育成や時代の変化に対応した組織体制の構築、デジタル技術の活用などを図るとともに、自主財源の確保と歳入の見直しによる安定的な財政運営に努め、自立したまちを目指します。
テーマ (33) 市民参画・協働 (34) 職員・組織体制 (35) 行財政運営

【蕨市国土強靱化地域計画】

テーマ別計画に示す取組を、国土強靱化の観点で示します。

※国の基本計画および県計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次のとおり設定します。

- ・市民の生命を最大限守る
- ・地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ・市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ・迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

※基本目標をもとに本市の強靱化を推進するために必要な事項として、国の基本計画および県計画を踏まえ、事前に備える目標（行動目標）を次のとおり設定します。

- ① 被害の発生抑制により人命を保護する
- ② 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- ④ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- ⑥ 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- ⑦ 二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする